

要介護等認定調査 実施困難施設申出書

年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、入所者等への面会を禁止する等の措置により認定調査の実施が困難なため、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間の合算(12ヶ月の延長)を申し出ます。なお、すでに提出している更新申請については、有効期間の合算を行うために、申請取り下げの処理を行うことに同意します。

申出者 施設名 _____ (担当者名 _____)

施設住所 _____

連絡先 (_____)

(被保険者情報)

1	被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	住所	
	要介護状態区分			有効期間	更新申請中の方は <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5			年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/>
	備考				
2	被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	住所	
	要介護状態区分			有効期間	更新申請中の方は <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5			年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/>
	備考				
3	被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	住所	
	要介護状態区分			有効期間	更新申請中の方は <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5			年 月 日 から 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/>
	備考				

(申し出を行う被保険者が3名以上の場合は複数枚で申出書を提出してください。)

大阪狭山市 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
(施設入居者及び施設利用者向け)

今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、介護保険施設や病院等において、入所者等への面会を禁止する等の措置により認定調査が困難な場合においては、令和2年2月18日付及び令和2年4月7日付厚生労働省老健局老人保健課からの事務連絡に基づき、要介護(要支援)認定の更新申請に限り、現在の有効期間を12ヶ月延長することが可能です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のために調査が困難である場合は、本人や家族等の同意のもと、『要介護等認定調査 実施困難施設申出書』の提出をしてください。申出書の様式は、本市ホームページにてダウンロード可能です。(一律に調査を中止するご案内ではありません。)
※被保険者ごとに個別での対応を行っております。
※申出者が被保険者本人と異なる場合は、本人または家族の同意を得た上で申出書を提出してください(同意書は不要です)。ケアマネジャー等による代行申請も可能です。
- (2) 対象は更新申請のみとなります。
※繰り返しの有効期間の延長が可能です。
※有効期間満了日の60日前から認定有効期間満了日までに事前連絡の上、申出書を提出してください。
- (3) 被保険者の心身の状態変化がある場合には、従前の通り区分変更申請にて対応します。
- (4) 更新申請における認定調査が可能な被保険者に関しては、従前の通り、更新申請書による申請を行ってください。郵送での申請にもご協力をお願いします。
※郵送で申請した場合、新規・区分変更申請を含め、申請書の到着日が申請日となります。
- (5) 被保険者証のみ郵送します。「要介護・要支援認定等結果通知書」は同封しません。

※なお、面会禁止措置等を解除し、認定調査の実施が可能となった場合は、速やかに高齢介護グループまでご連絡ください。

※今後、国からの事務連絡等が更に発出された場合、上記の取扱いが変更となる可能性がありますので、予めご了承ください。